

資料 7

「加熱処理済みの常温保存のペットフードにおける
OIE リスト疾病の管理」に関する新しい章の概要

(提案されている章が含まれる場所)

第 1 卷 一般規定

第 5 部 貿易措置、輸出入手続き、獣医証明

第 5.X 章 加熱処理済みの常温保存のペッ
トフードにおける OIE リスト
疾病の管理

提示されている案の概要

- ペットフードを介してOIEリスト疾病が伝播するのを防ぐことを目的に新たな章を作成。
- 対象は、商業目的で調製・流通している犬猫用ペットフードで、加熱処理され常温で一定期間保存が可能なものに限定。
- OIEリスト疾病の病原体を処理する方法などの管理措置について規定。

ペットフードに関する措置

1. 前提

この章が対象とするペットフードは、加熱処理されているため、非加熱のものに比べて動物衛生上重大なリスクを有さない。

2. 措置に関する記載

輸入条件を決める際、全ての動物・動物由来原料に対する潜在的な動物衛生上の懸念について考慮すべき。

所管官庁は、以下の要素を考慮すべき。

- 原料が安全とは認定できない場合、加熱処理によりリスクを軽減。
- 加工処理施設における品質保証が重要。
- 加工後は、未加工のものと混じらないように管理すべき。
- 加工処理施設は、基準を満たしていない製品が発見された場合にリコールできる手続きを設けるべき。

病原体の除去

ペットフードに含まれる病原体は、以下の処理方法により除去できる。ただし、表(検討中)の記載と同等と認められる他の処理方法も適用できる。

生物学的ハザード	牛	羊	山羊	豚	馬	家きん	卵	ミルク
ブルータンク	NR(8.3.2条)			NR	NR	NR	NR	NR (8.3.2条)
口蹄疫	70°C/30分(8.5.34条)				NR	NR	NR	(8.5.28条)
リフトバレー熱					NR	NR	NR	
牛疫					NR	NR	NR	
水疱性口炎	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR
鳥インフルエンザ	NR	NR	NR	NR	NR	60°C/507秒70°C/3.5秒 74°C/0.51秒(10.4.26条)	60°C/188 秒 (10.4.25条)	NR
ニューカッスル病	NR	NR	NR	NR	NR	65°C/14分74°C/5分 (10.13.21条)	57°C/26.6 分 (10.13.20条)	NR
伝染性ファブリキウス嚢病	NR	NR	NR	NR	NR			NR
BSE	安全な物品 (11.6.1条)	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR
牛肺疫	(11.8.2条)	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR
アフリカ馬疫	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR	NR
小反芻獣疫	NR			NR	NR	NR	NR	NR
アフリカ豚コレラ	NR	NR	NR		NR	NR	NR	NR
豚コレラ	NR	NR	NR	70°C/内部,pH<6 (15.2.21条)	NR	NR	NR	NR
豚水疱病	NR	NR	NR		NR	NR	NR	NR

NR: 衛生措置を課すべきではないもの

「加熱処理済みの常温保存のペットフードにおける OIE リスト疾病の管理」に関する新しい章の概要

1. 経緯

2008 年 10 月 コード委員会にて、食料生産には用いられない動物（ペット）の飼料に関するアドバイスを作成することを勧告。

2009 年 9 月 米国が、動物衛生、アニマルウェルフェア、食品安全および公衆衛生の観点から作成した章の案を、コード委員会が内容を精査し、加盟国に意見照会。

2010 年 9 月 ペットフードに関する第 1 回アドホックグループを開催し、加盟国からの意見を踏まえて章の案を大幅に改正。特に、ペットフードを介した OIE リスト疾病の伝播を防ぐ観点からの規定に限定。

2010 年 9 月 アドホックグループの検討結果を元に、コード委員会にて案を改正し、加盟国に意見照会。

2. 論点

① 以下の観点から、現行案に追加すべき事項あるいは削除すべき事項はないか。

- OIE 加盟各国が使用する世界共通の基準として適切か（特に日本における実行可能性）。
- 科学的な考え方に基づいた基準となっているか。

② 「検討中」とされている病原体の処理方法について、今後 OIE での議論に当たり、考慮すべき点や明確化を求めるべき点はあるか。

3. 備考

2009 年 9 月に開催されたコード委員会のレポートにて提示された「加熱処理済みのペットフードにおける動物及び公衆衛生上重要なハザードの管理」の章の案に対し、我が国より提出した主要な意見は下記のとおり。

（前回提示された案では、動物衛生、アニマルウェルフェア、食品安全及び公衆衛生の観点から章を定めるとされていたことから、以下のコメントを提出。）

- ペットフードを家畜等のペット（犬・猫）以外に供することは章の適用外であることを確認。
- ペットフードは動物衛生、食品安全及び公衆衛生に直接の影響があるとされていたが、ペットを食品として消費することは考えがたく、また、ペットフードを家畜に供する場合はこの章の適用外であると考えられることから、食品安全を削除するよう提案。